

農林委員會會議錄第四十一号

昭和二十七年六月六日(金曜日)
午後一時五十九分開議

出席委員

委員長代理理事 平野 三郎君
理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君
理事 小林 運美君 理事 井上 良二君
宇野秀次郎君 小笠原八十義君
小淵 光平君 川西 清君
坂本 實君 千賀 康治君
橋谷仙次郎君 原田 雪松君
大森 玉木君 吉川 久衛君
高倉 定助君 石井 繁丸君
足鹿 覺君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
農林事務官 (農地局長) 平川 守君
委員外の出席者
事務総長 大池 眞君
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件

農地法案(内閣提出第八四号)
農地法施行法案(内閣提出第八五号)
開拓者資金融通法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二二五号)

○平野委員長代理 これより農林委員會を開会いたします。

昨日小笠原委員よりの御発言もありましたので、この際一言申し上げます。さきに本委員會を通過いたしました畜犬競技法案が、相当長期間にわたつて本會議に上程せられず、在昨今日まで日を送つておりますことはいか

にも奇異でありまして、この点につきまし、御発言があつたわけでありまして、昨日議院運営委員會に連絡いたしましたところ、明日本會議に上程をすることに相なつておる由であります。この際御発言があればこれを許します。

○小林(運)委員 ただいま委員長よりお話がありました、本委員會におきまして先月の十五日通過いたしました畜犬競技法案の取扱ひに關しまして、委員長からもお話がありました。私は議院運営委員會の方にも昨日出て、運営委員會の模様も知つておりますけれども、私は農林委員會として、この際委員長並びに事務総長に、この間の事情をもつと明らかにしていただきたいと思つております。それほすに約三週間を過ぎておりますのに、この法案をどういふ理由で本會議に上程されなかつたか。きのうの運営委員會の話では、農林委員長がこの農林委員會の委員長報告を、議長のところに行つて、もう一べん読み直したいからという理由によつて、これを持ち帰つたというふうなお話でありました。ところが、この持ち帰るといふことは、委員長はどのような権限を持つてやつたか。その委員長のやつた行為が、どういふ経過をもつてそういうことをやらされたのか、これを委員長からまずお答えを願ひたい。本日は松浦委員長はおられませんが、委員長代理である以上は、委員長のいふ／＼の問題について責任を持つておると私は考えますので、この問題は委員長からまず第一にお伺ひしたい。それからその他の問題について、一体われ／＼のこの常任委員會におきまして通過したものを、三週間もほうつておくというその手続は、どういふわけであらうか。その手続は、どういふ事情を詳しく承りまして、そのお答えによつては、さらに御質問いたしたい、これが第一点であります。

それから先ほど理事會におきまして、本日の議事の運営についてお話をありましたが、われ／＼は現在農林委員會に出しております／＼の法案を、なるべく早く慎重に審議したいということを常々考えておりますが、せつかくわれ／＼は審議しても、かやうに常任委員會で上つた法案が、どういふ理由から知らぬけれども、本會議に上程されないやうなことであれば、いくらかここまじめて審議しても何にもならないというやうな理由から、現在出ております農地法の關係の法案、あるいは本日審議の予定になつております開拓者資金融通法の改正の問題とか、あるいはこの前から提案になつておりました議員提出の飼料需給調整法案に ついても、われ／＼いろいろ考えさせられるところがある、特にこの飼料需給調整法案については、われ／＼議員の間においては、與党、野党というやうなことは別問題として、みんなが話合なことはお互いに小委員會までつくつて、小委員會の案ができておる。これを何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

○平野委員長代理 ただいま小林君の委員長に対する御質疑に對してお答えを申し上げます。

まず第一点は、畜犬競技法案が何ゆゑ本會議に上程せられないかというのとありますが、これは本委員會といひましては、すでにこれを議長の手元に送付しておるわけでありまして、本委員會としての問題ではございません。なお松浦委員長が御承知の通り本日も病氣で休んでおりますので、的確なことは、いづれ本委員會に参りました、あらためて御答弁を願うつもりであります。私といたしましては、本委員會の決議通り、しばしば議院運営委員會に對して、この上程方を督促をいたし、本委員會としての手続は遺憾なくやつておるわけでありまして、これが本會議の上程云々は、本委員會の關係のないことで、議院運営委員會の問題でありますので、御了承を願ひたいと思ひます。

なお飼料需給調整法案につきましても、これもできるだけすみやかに審議を開始したいと考えておるわけであり

ありますが、なお先議を要すべき他の諸法案もありますので、これらと並行いたしまして、すみやかに審議を開始いたしたいと考えておるわけで、これは理事會におきまして御相談をいたしたい、かやうに考えておるわけでありまして、御了承を願ひます。

○大池事務総長 小林委員に對して私から一議長並びに副議長はただいま外出中でございますので、議長または副議長の御出席はできませんのですが、私の存じておる範圍のことだけを御答弁申し上げます。

當委員會で審査終了いたしました例の犬の競技法案は、委員長報告をすでに受けておりますので、これは本會議になるべく早く上程をすべきものであることは間違ひないのであります。議事日程は、御承知のやうに、規則によりまして議長が作成権を持つておられるのでありますから、議長といたしましては、でき上つた法案は近い本會議になるべく早い機会に上程のできるやうな処置をして、議事日程を作成をいたしておるわけでありまして、従いまして畜犬競技法案につきましても、當然に事務的には私どもの方に報告を受けておりますので、これを議事日程に上すやうに準備をいたしたのであります。したが、これにつきましては自由党の國會対策委員長として石田さんの方から、党の方で事務その他でまだ態度が十分に決定いたしておらないから、一時議事日程に上げることを見合せてもらひ

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

を何らの理由なしに審議に移らないというやうなことで、どうもわれ／＼は、委員會の權威の上から言つても、非常に不可解な点がたくさんあるもので、この件もあわせて、委員長からどういふ理由で、この飼料需給調整法案を委員會の審議にかけないのか、どういふ予定でおるかというのを、はつきりひとつ承りたい。以上二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

たいということのお申出が議長まであつたのであります。従いましてその旨を議長に申し上げましたところ、党内でまだ正式の機関で全部の意向がまとまらないものを、議事日程へ載つけないで、それは当然に議事延期というよりな手続をせざるを得ないのであるから、申出通り一時それを見合せるというところで見合せておつたのであります。ところがこれにつきましては、さつそくその後の議院運営委員会におきまして、改進黨の機関さんから、すでに上つておる畜犬競拔法案について、議長としては何ゆゑに議事日程に載つて正式の手続をとらぬかというお話があつたのであります。そのときに議院運営委員会におきましては、ただいま申し上げましたような事情を申し上げて、それならば自由党としては至急に日程に上げるべく党議その他について正式の手続を早くとるよう願ひたいということ、当時自由党といひましては、御希望に沿うべく至急にこれを決定をしたいということであつたのであります。その後数回そういう状態であつたのでございまして、再々これに対する申出があつたのであります。最後に昨日に至りまして、もうすでに会期は延ばされる情勢にはあるけれども、最終日前日になつてこれを上げないのは何ゆゑかというお話がありまして、議院運営委員会では、かりに幾ら党の方で問題があつたといひまして、上げないわけには行かないのであるから、当然明日は議事日程に上るんだということで、議院運営委員会も各委員の御了承を得た次第であります。今日までの経過はただいま申し上げた通りでございます。

○小林(運)委員 最初に委員長にも一言御質問したいのです。松浦委員長きよりは欠席でありますので、さらにこの問題について、委員長が出て来た際に、委員長からそのつた態度について本人から言つた方がいい—それはわかりません。しかしわれ／＼はそういうことがわからないままでは、この審議を進められない。というところは、先ほども私が申し上げたように、ほかの審議を進めても、そういうことを再び行われるなら意味がないので、私はその点を明らかにしたいと思ふ。あなたは委員長として、この問題の取扱いは議院の問題だからとおしやいますけれども、その委員長がその間に行つて、もう一べん読みたいからというやうなことで持つて来たというところが行われるなら、これはあなたがここの法案を委員長の代理として上げられた場合に、そういうことをまたやられるかもしれない。そういう場合に、おけるあなたの委員長としての態度はどうするか。それをまずはつきりしたいと思ひます。

それから今事務局長からはその間の事情を承りましたけれども、これはどこまでも事情であつて、この問題は決して解決してないといふ私は考へる。そこでこれは事務局長に言つてもしかたがないので、議長が見えましてなら、この問題をつきり出してみたいと思ふのであります。ただ私が事務局長の御説明から受ける感じは、自由党の党内の事情がどうだからといつて、三週間も延びたのだという感じが非常に強いのです。これが小さい党であつたら、いや、そんなことは何ともないですといつてどん／＼進める。しかしこういうことがこの国会で行われるというところは、私は非常に問題だと思ふ。これは私の受けた感じでありまして、事務局長を別にどうこうというのではないけれども、そういうことがあつてはならぬと思ふ。しかも先ほどのお話にありましたように、すでに会期は本日までなんです。それが昨日の運営委員会でも問題になる。こういうことは、その裏には相当いろいろなことがあると私は考へる。その裏の事情は問題外としまして、こういうやうなことが常任委員会あるいは本国会の中に進行するといふことは、われ／＼の審議権といふものは重大な問題をここに包蔵するといふことを考へます。ただにこの畜犬法案といふ一つの法律ではなくて、全般の問題としても少し宛明したいと思ふ。もしこれに關して事務局長から御見解があれば承りたい。

それから委員長にもう一つ伺ひたいことは、先ほど申しました飼料需給調整法案の問題は、先ほどの理事会では、自由党の態度がきまるまでもう一日待つてくれという話でありました。が、もし明日自由党の態度がきまらなかつた場合はどうするか。先ほど理事のお話のように、もし自由党が飼料需給調整法案に対して反対だ、あの共同してつくつた案に反対だといふやうな場合にはどうするか。先ほどの理事会では、もし自由党の態度がきまらぬ場合には、賛成の政友、賛成の議員だけでこの審議に移るといふお話がありました。それはその通り確実にやるかどうか。その点もつきりしていただきたいと思います。

○平野委員長代理 お答えを申し上げます。まず飼料需給調整法案の取扱いは申し上げますが、お説の通り、これは自由党の方針がきまるか、きまらないかといふことに關係して、これを延ばすといふものでありません。自由党の方針の態度のいかんにかかわらず、すみやかに明後日から審議に入るようにしたいと思ひます。さらに第一の御質問は、委員会を通過した法案の本会議への上程を必要以上に長引かせるというところは、今後の本委員会の他の法案の審議にも影響があるのではないかと尋ねておつたかと思ひますが、その点はまことに同感であります。本委員会として、すべて遺憾なく手続を進行して、あるいは松浦委員長の職務をもつて委員長報告を讀み直すといふやうなことがあつたかも知れませんが、それも單なる時間上の問題であつて、それがために非常に長期にわたつて遅れるといふやうなところのあるべき筋合ひではないのであります。今後そういうことのないようにして進みたいと考へます。

○井上(眞)委員 事務局長が来ておりますから、この点特に確かめておきたいのですが、御存じの通り前の国会では、法案は本会議に一応上程されましたが、委員付託になつておりました。が、新しい国会になりましたから、重要法案でない限り、法案はそれ／＼の各専門委員会に付託される慣例になつております。そこで専門委員会でも当然いろいろ審議をいたしました結果、あるいは修正あるいは可決も当然議決にかけまして、党議によつてこれに反対か、賛成か、修正するかといふことがきめられた上で、おの／＼討論採決をやるわけでありまして、それまでには党議はきまつておるといふのが慣例であります。但し一応委員会でもそういうことがきまりまして、非常に特殊利害のために法案がゆがめられたとか、あるいは法案の重要な箇所が大きなきスプリントがあつたとかいふ特殊な事情のあるときには、これは国会の権威のために、本会議に上程する場合に再修正もまたやむを得ないと、私どもは常識的にものを考へております。しかし問題になつております畜犬競拔法案は、これは輿論の上においても、またこの案の提案者並びに賛成者の数を見ましても、国会の三分の二以上を占めていゝのです。かくのごとき重要な論議を盡され、議論の対象になりました法案を、委員会の採決にあつて党議にかけぬで採決するはずがありません。まして委員長は輿論の委員長でありまして、かくのごとき内外ともに問題になる法案を委員会が可決いたします場合に、委員長及び輿論の理事は、当該党の総務会なり国会対策委員会にこれを付託いたしましたので、党議をきめて委員会採決に加わるのが当然でございまして、私は当然そういう措置がとられておることと存じます。従つて本委員会では多数の賛成によつて案は成立をいたし、国会法五十六條の規定に基いて、議長にこれが報告されまして以上、当然ただちに事務当局は本会議に上程する手続をとらなければなりません。ここで問題は、事務局長として、かくのごとき経過によつて成立した法案を、委員長報告を翌日の日程から日程に上程するの手続が正式にとられておるかどうか。また、その手続を

それからいふ一つ、事務当局としてのあなたに特に伺つておきたいが、国会の議決というものと党議というものとを、あなたは一体どう御解釈されますか。法律案を成立させする場合、党議なるがゆゑに国会の議決を踏みにじつていいということにはなり得ないと思ひます。党議なるがゆゑに委員会議決を三週間も遅らすということは常識上考へられない。もしそういう理由がありますならば、それはただちに議院運営委員会に諮つて、かくのごときことが農林委員会から可決送附されて来たけれども、こういうわけでこれは本会議に上程するわけに相ならぬという手続が当然とられなければならぬ。それをとらずに、事務当局なり議長の手元にぬくめておくということとは、まづたゞ国会の意思を無視した越権行為であります。そういうことがかりに少数の人によつてやられるということになりますならば、一体何ゆゑに国会の審議をする必要があるのですか。そういう党内事情で問題が起りました場合は、ただちに議院運営委員会にかけて、議院運営委員会の承認を得、また当該委員会の了解を得て、その上でその案の処置を善処すべきではないか、私はそれが当然のやるべきことじやないかと思ひますが、この処置に対して一体どうおとりはからいになりましたか。今の

それから、委員長及び事務総長のお話によると、明日の本会議にこれが上程されるということでございますが、自由党の党議としては、上程すること、に決定をされてそういうことになつておるのであります。それとも、だれの権限で本会議に上程しますか。私の聞き知つた範囲では、昨日の運営委員会における経過から考えると、運営委

○平野委員長代理　まず私からお答えいたします。明日の本会議に上程するということとは、議院運営委員会で決定してこちらに報告がありましたので、そのことをお伝えしただけであります。明日の本会議に上程されるかされないかということは本委員会の関知しないことでありますし、なお、自由党の党議が決定したかしないかという問題は、本委員会で議決をしたときにすでに自由党の党議は決定をしていたものと了承いたしておりますので、その

○大池事務総長
ら多岐にわたつての御質問がありま
したが、一番大きな問題として特に申さ
れました畜犬競技法案、これは、本会
議に上程すべき手続を十分とつた後に
延期——といひますか、日程に上せな
いような申出があつて上せないような
ことになつたのか、それも、そういう
手続をしないのでそのまま擱つておつた
のかという、一番最初のお尋ねの点で
ありますが、これは、競技法案が報告
を受けまして、その次の本会議の日程
を組む前に、対策委員長並びに運営委
員長から、これについてはまだ内部的
な手続が十分とつてないから、日程に
上せることは一時待つてもらいたい
という申出があつたのであります。従
いまして、その申出の点を議長に御相談
いたしまして、こう言つておるがと言
つたところ、それならば、近く手続が
とれるであらうから待つておいた方が
よろしいということで日程に上せなか
つたのであります。その後、今はつき
り記憶をいたしておりませんが、たし
か二回くらい本会議があつたと思ひま
す。その二回というのがもし間違ひな
らば、あとから調べた上で御訂正を願
ひたいと思ひますが、その後運営委員
会で権輿委員から、何ゆゑに今日まで
すでに出してあるものが載つてゐな
かといふ質問があつたのであります。そ
のとき運営委員会における自由党の諸
君からの御発言で、かく／＼の理由で
まだ党議といひますか内部的の正規の
あれが済まないから、しばらく待つて

それから院議並びに一党の中の議決と、その法律効果いかんというふうな御質問がありました。これはもう私から申し上げる必要もないことでありまして、私は事務を取扱つておる者として、各党にいかなる決議があり、いかなることがきまらうと、私どもの聞知せざるどころでありまして、委員会の議決並びに本会議の議決というものに従つて事務を取運ぶ以外には何ら方法はないと思ひます。

○井上(良)委員 ここで重大な食い違ひが生じております。というのは、あなたの事務当局としての御説明によると、倉石国会対策委員長や石田議院運営委員長から、決議がまとまらぬから上程は待つてくれという申出があつて日程に上さなかつた、これが明らかにされております。ところがただいまお聞きのとおり、委員長は、決議としてはすでに委員会の討論採決の場合決しておるといふ説明をされております。またそれが当然であると思ひます。そうしますと、あなたの聞いたのは決議じやなしに、單に倉石並びに石田という特別な党の代表者なり、あるいは委員会の代表者から申出があつたというものであつて、決議ではないわけですから、その点を明らかにしておきませんと、えらいことになつて行く。

○大池事務局長 それはただいま井上委員から言われればその通りであります。ただ私の方は、党の議がまとまらない、こゝろいつておられたと思つておりますが、それが決議といひまして、その日の日程につきましてすでに議事日程に上つたものを、これに對してその日の議会对策委員会を開きまし

て、これに對する処置をきめまして、総務会あるいは代議士等にはかつてやつて参ります。それまでの間の議がまとまつていないという意味だと思つております。正式にその案に對する賛否をとる場合のそのときの決議というふうなことは私もにはわかつておりませんで、党の議がというところで……。

○井上(良)委員 そうするところいろいろ場合どうなりますか。かりにある議案がある委員会決定されて議長の手元に送附された。そうするとある党からその決定に對しては異議が出て、おれの方は決議がまとまらないから待つてくれという申入れをあなたにいたしました場合、はたしてあなた及び議長はその申出に應じますか。これは非常な問題です。かりに反対党の方から議員として構成してあります。そこで国会の運営の必要から決議というものが問題になつて来ておりました。運営委員会が待たれておりましたが、議案の取扱いにさういふ取扱いをされるということになりますと、甲の党が申し込んだときは待つて、乙の党が申し込んだときは待たぬという事態が生じた場合どうしますか。これは大きな問題である。これはあなたとしては一事務当局者としてこれに對してお答えができません。もしもあなたが、しかしあなた

がその申入れを受付けたというお話でありますから、そうすると当然議長に話をされて、こゝろいつて申入れがあつたからこれは明日の日程に上すわけにいかないから待ちましようじやないかと相談になるに違ひない。さういふことがかりに許されることになる、いかに各委員会で正当な多数決に上つて決

定された法案でも、本会議上程前にある政党内から申出があつた場合法案を待たなければならぬということになる。ここに法案審議の上において重大な支障が生ずる事態を起して来ます。が、さういふ先例がつくられてもいゝとお考えになつておられますが、何いかに、なおその点については、一應議長を呼んで来なければいけませんから、あなたにそれ以上言つてもしかたありませんが、一應事務当局としての御意見を伺ひます。

○大池事務局長 ただいまの御質問は非常にむづかしい御質問で、私の答弁でいかがかと思ひますが、ただいまの審判院法案を日程に上せることの延期を申し込まれましたのは、議長がおりませんので私が先ほど申し上げました阿氏から正式に申入れを受けたのであります。従ひましてその申入れを議長に御相談をして、さう言われるからこれを待つたかどうかということ、議長もそれは待つた方がよろうということでお待ちになつたのであります。すでに上つた法案を当然に議事日程に上すべき場合に、一党の申入れによつて日程に上げなかつたという事例が初めてであるならば、これはまたなるほどわれ／＼としても十分に考慮して、幾らさう言われても、待つていゝことがいかに悪いかという議論は残ると思ひますが、これは初めての先例ではございませんで、すでに上つたもので議長の手元には報告書が来ておりまして、これをその翌日の議事日程に上げなかつた事例がたくさんあるものであります。従つてそれが後刻に至つて数週間も上らないような実情に相なるうとは夢にも知らないものであります

から、当然に、何らかの都合で上らないがすぐ次の日程くらいには上るだろう、まつたく一時的便宜方法にすぎない、こゝろ見てその通りの処置をとつたのであります。ところがそれが次に上らないという事情になつたものであります。議院運営委員会の問題になります。さうしてそれは至急にすることから、それまで待つてもらいたいという御了解のもとに相なつておつたので、そのまゝに相なつておつたところが、もうじきにいつたことがなか／＼もうじきに上らなかつたので、今日のようにいろ／＼の議論が生ずるようになりますのであります。従ひましてさういふような議論の種になるような処置に相なつたことはまことに遺憾なことでありまして、その間にもし手落ちがあれば重々おわびを申さなければならぬと考へておる次第であります。

○吉川委員 関連して……。私は議案の提案の手續の問題についてよく知らないから、事務局長にその点を教えていただくかと思ひます。先ほど、二、三回本会議があつたように思ひます。いうことでございまして、本委員会を上げたのは先月の十五日、きょうでちょうど二十三日目になる。事務局長は、この委員会を上げた当初において、倉石君や石田君等からの申出で、決議がきまらぬからしばらく待つてくれ、それからもう出るだろう、もう出るだろうといううちに、こんなになつてしまつたというところでございまして、さういふ場合の責任は、私はおそろく議長にあると思ひます。はたしてさうなのか。

それからただいま委員長は、委員長の職権をもつてとりもどしたというお

言葉があつたのでございしますが、委員長にさういふ職権があるのかどうなのか。

それから、事務局長のお答えと、この代理委員長のお言葉との間に食い違ひがある。それは事務局長の方は、待つてくれと言ひから待つていゝうちに、日がたつてしまつたというのと、それから委員長の方の語では、松浦委員長がちよつと委員長報告の内容を讀みたいから貸してくれと言つた、それで待つて行つてしまつて、そのまゝになつてゐるのだというように、私は昨日の運営委員会を傍聴して承知したのでございしますが、その食い違ひは一体どうなのか。

それから事務局長は、決議の都合で待つてくれと言つていたというお言葉ですが、おさしつかえがなかつたならば、またおわかりでございしましたら、一体どういふことなのか。これはちよつと言えないことではしやうが、言えたらお聞かせをお願いしたい。

それから運営委員長は議長補佐だと言つておりました。そして事務局長にも、議長にも、副議長にも、昨日の運営委員会に出ていられたが、しやべらせないで、石田君が一人で引受けてやつておりましたが、運営委員長といふものはさういふ職責を持つてゐるものであるかどうかといふような点を、ひとつお教を願ひたいと思ひます。

○平野委員長代理 委員長に對するお尋ねからお答えを申し上げますが、松浦委員長は委員長報告をも一度讀み直したい、こゝろいつことを申し出たといふことを聞いておりますが、これは委員長の職権でございします。とい

案に対する態度等を決定しなければならぬということ、一応の御了解があるつたのであります。それがしばらく上つて来ないものですから、そこで問題が非常にやかましく相なつた次第であります。その間の事情については私知りません。

○吉川委員 農林委員長の職権の限界でございすね。委員長報告の内容をさうもう一べん目を通したいから貸してくれと言つて、幾日聞くらいいそれを持ち去つていいのか、その委員長の職権の限界をひとつお聞かせ願ひたい。

て提案者について、同意せざる者が提
案者になつておつたというよりなこ
とと、
力がありました場合には、その議決の効
力は一体どうなるか、そういう場合に
議長はどういうふうな手續をとるべき
であるかということについて、ひとつ

て御一任を受けておるような場合は、なお当然あり得ることと考えております。

それから委員長が、すでに提出をしたものを一応見るというよりな、ただいま問題があつたようでございます。

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 前條の規定による貸付金

(以下貸付金という。)の償還は、次項に規定するものを除き、償還期間二十年(すなわち償還期間を含む)以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法によるものとする。前條第一号の資金を政令で定める者に貸し付ける場合の貸付金の償還は、償還期間五年(すなわち償還期間を含む)以内、年利五分五厘の均等年賦償還の方法によるものとする。

政府は、前二項の規定にかかわらず、左の場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

一、貸付金の償還をすべき者の甲出があつたとき。

二、貸付金の償還をすべき者が年賦金の支拂を怠つたとき。

三、前條の規定による貸付を受けた者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む)が貸付金をその貸付の目的以外の目的に供したとき。

四、前條の規定による貸付を受けた者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者)がその営む耕作の業務を怠り、又は廃止したとき。

第一項及び第二項のすえ置期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前條第一号の資金を第一項の規定により貸し付ける場合は五年、第二項の規定により貸し付ける場合は二年、同條第二号の資金を貸し付ける場合は五年、同條第三号の資金を貸し付ける場合は一年とし、その期間中は、無利子とする。

第三條第三項中「前條第一項本文」を「前條第一項又は第二項」に、第六條第一項中「第二條第一項」を「第二條第三項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○野原政府委員 ただいま提出された開拓者資金通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

御承知の通り、政府は昭和二十一年度に成立いたしました開拓者資金通法に基きまして、開拓者の営農資金、住宅資金及び共同施設資金を貸し付けて参りましたが、二十六年度の貸付を終了いたしました。その総額は七十八億圓に達しております。

かように貸付を行つた結果といはしまして、開拓者も営農に必要な資材を取得いたし、あるいは共同加工事業に必要な施設を整備いたしまして、営農の基礎を著々と固め、食糧の増産に寄與しつつあるものであります。ただここに二十三年度以前の入植者について見ますと、御承知のように、当時は物価変動の激しいところでありまして、予算に基いて貸し付けた資金では、当初予定しただけの営農資材を取得することができなかつた状況でありまして、これがために当時の入植者のうちには、いまだに営農の安定を得ていない者もある現状であります。そこでこの際その営農を促進させるために、重ねて営農資金の貸付を受ける機会を與へることによつて、その営農の安定をはかつてやる必要があると考える次第であります。

かように申しましても、過去においてすでにきわめて低利の資金を貸し付けておりますし、また入植後数年経過いたしましたので、ある程度の力もついて参つておりますので、従来通りの長期低利の資金でなく、いわゆる中期の資金でも、十分にその成果をあげ得るものと確信いたしたのであります。

そこで政府といたしましては、本法案により現行の開拓者資金通法の一部を改正いたしまして、新たに五分五厘の年利で二年すえ置き、三年間の均等年賦償還の方法により、資金を貸し付ける道を開きたいと存するのであります。なおその他種々の條件につきましては、現行の法律とまったく同様のものであります。

以上がこの法案の趣旨と内容の概略であります。どうぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望する次第であります。

○平野委員長代理 これに対する質疑は次会より行います。

○平野委員長代理 これより農地法案及び農地法施行法案を一括議題といたし、審査を進めます。すでに両案につきましては、農林大臣より提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑の通告がありましますので、これを許します。石井繁九君。

○石井委員 この問題は非常に重要な問題であります。また大臣に対しまして一般的な質問がないのであります。が、

(平野委員長代理退席、遠藤委員長代理着席)
大臣の出席はありますか、その点一応

承つておきたいと思ひます。

○遠藤委員長代理 大臣はただいま呼んでおります。局長に対する質問を續けてください。

○石井委員 委員長は、この法案の審議に對して、大臣ができるだけ出席するように手配してもらいたいのです。が、その点いかがですか。

○遠藤委員長代理 手配をいたします。

○石井委員 それではあとで大臣が来るときまで大臣に対する質問を保留いたしまして、局長に対する質問、また政務次官もおりますから、政務次官にも質問したいと思ひます。

御承知の通り、農地調整法ができるときもなか／＼やつかいで、昔は小作調停その他で糊塗いたしておつたのであります。戦争になりましたから、農地調整法ができるというふうになりました。その間農地調整法も幾度か変更したものであります。この農地調整法と自作農創設特別措置法、これらの法案が一つになりました。初めて日本としましては農地制度に対する法案が一本となつて、農地法案となつたわけでありまします。法案全体を見ますと、農林当局の苦心の跡がいろいろと見受けられるのであります。しかしながら、提案理由の説明書のような効果が十分に獲得できるかどうかということ等につきましても、相当の疑問点があるものでありますから、これらの点につきまして質問をいたして行きたいと思ひるのであります。

この法案の中心として考える点は、要するに中堅自作農主義という点であります。中堅自作農主義ということに

つきましては、戦前においても適正規模農家という点があるが、この適正規模農家という点とは、ある意味におきましては、その線に入つた農家は恵まれるのであります。が、この中堅自作農家は、この線の引き方によりましては、非常にいろいろの問題ができて来るのであります。大体農林省といたしましては、この中堅自作農はどの辺に線を引いて行こうとするのか、これらについて承つておきたいと思ひるのであります。

○平川政府委員 中堅自作農と申しましても、これははつきりした数字的なめどがあるわけではございませんが、おおよそ中層の農家というところで押えるよりいたした方がないだらうと思ひます。農地法案におきましては、その中庸の幅をかなり広くとりまして、かりに全国平均で申しますならば、一町歩弱のところが平均的のところかと存じますが、中堅自作農農家のおお程度の幅をとりまして、それからはずれるものとしては、まず三反歩以下くらいのところをはずして考える。今逆にはずす方を、ある程度限定して考えておるわけでありまします。大体において農業を専業とし、主たる収入の大部分を農業によつてまかなつておる、抽象的に申せば、こういうところで押えるよりいたした方がないかと思ひます。

○石井委員 中堅自作農主義については、昔は適正規模農家という線であり、今考へたのであるが、今の日本の耕地の関係上、そういうふうな高い線に引けない。そこでとにかくある耕地面積があつて、何とか農業経営をやつておれば、この線あたりに一応めどを置

いて、中堅自作農のことを考えて行きたい、こういうふうな了解しておいてよろしいでしょうか。

○平川政府委員　そういう考えであります。

○石井委員　大体日本の土地の制度としますと、例のソ連式のホルホーズあるいはソホーズ、アメリカの一農主義というふうなものではない。アジア一般の特徴であるところの、狭い農地をなるべく多くの農民につくらせ、そして生産を上げさせる。こういう線をとらざるを得ないので、日本の実情を考えた場合には、一つの戦後における余蘊ない実情であろうと思つて、そこで中堅自作農主義ということにつきまして、後において條文に従つて質問もしたい点はあるが、それはあと條文の條章に従つて申し上げますが、一応その線に了解いたします。

それからこの法律につきましては、所有権の移動の制限ということを非常に考慮に入れて、そこでせつかく農地開放を受けた農家が、転落しないようにする。あるいはまた今までの自作農が、土地をなくして農民でなくならないようにする。こういうふうな考慮が拂われておるわけでありまして、今後におきまして、農民が農地を失うというふうな場合におきましては、いかなる点において農民が農地をなくすということがあるのであろうか。またどういふふうな考えでもつて、農林省としてはその対策を立てておるかどうか。そのねらいどころを承つておきたいと思つておられます。

○平川政府委員　結局農家経済あるいは農業経営全体の問題でありまして、

農家の経済が窮乏をいたすということが、土地を手離す直接的原因かと思つておられます。従つてこれが対策をいたしましては、大きく申せば、全体の農業政策に関係があるかと思つておられます。要するに、農家経済を安定せしめようというところが、その眼目であらうと思つておられます。つまり法律的に所有権の移動、あるいは各種権利の設定を制限いたしますと同時に、その裏打ちとしての経済政策というものを、農家がやむを得ず手離さなければならぬ状態に追い込まれないような経済政策を、あわせて考えて行くことが必要であらう。そういう意味におきまして、直接農業経営の点につきましては、各種の施策がござりますが、特に農家が、たとえば家に病人が出ますとか、あるいは災害にあひますとか、あるいはこれに新しい相続法によりまして、均等相続をしなければならぬといったような場合において、臨時に消費のいる場合があるわけでありまして、そういう場合に對して、適当な融資の道を講じてやるということが、この農地を手離すことを防ぐ一つの方法であらうかと考えておるわけでありまして、この法案におきまして、そういう場合に対して、政府がそういう自作農の土地を買い上げまして、同時にこれをただちにその農家に、長期年賦償還で拂い下げてやる、そしてその耕作権を確保する、こういう手段を講じておるわけでありまして、そういうように、広く申せば非常にいろいろな施策があつておると思つておられます。農地法案においても、そういう点を考慮しておるわけでありまして、

○石井委員　経済政策その他政治政策全般につきましては、いろいろと農林大臣等にも承りたいと思つておられますが、それらの農業政策よろしきを得ないことが、農地をなくす根本の大きな理由であることは、これは論をまたないものであります。しかし現実には、どういふ形において、具体的には農地が農民の手から離れて行くかという点につきましては、それだけでは解決せられないと思つておられます。実際の線からその一角がくずれれば、たとえば川でありまして、大水が出るときに、堤防が弱いからくずれるといへばそれまででありまして、しかし一体どの点からくずれるかということになりますと、農地制度のくずれるところでありまして、この点につきましては、一番大きな問題は、農地の価格というものが、今後の農地の制度の崩壊する根本原因だと思つておられます。農地の価格制度が、今度の法律におきましてはきまつておりませんで、農地の価格というものは自由の価格になつて来ております。群馬県下におきまして見まして、二毛作地点におきまして、田の少しは数万円の土地になつておる。あるいは田の少しところにおきましては、十数万円あるいは二十数万円の間を動いておる。こういうふうな非常に高い農地の価格が出て来ておるわけでありまして、そこで非常に農地の価格が高いまゝに放任せられた形に置くとしようとなつておるからして、農民は一反歩くらいは処分して、失ひまして、次第に一角からくずれて、土地をなくするといふようなこと

があるものであります。この農地の価格を任意にいたしておくことは、自由の立場の自由政策というよりな点からいいますと、これは一つの根拠もあるものであります。しかし農地というものは、採算から見ると、それほど不当に高いものではないのであります。そういうことを考えてみると、農地が経済採算価格を上げつて取引せられるところの大きな原因になるのが、今度の農地法案においては、農地の価格の点について、何ら不当な価格を制約するところの手段が講ぜられておらないのであります。この大きな抜け道ができると、あとに完備な法案をつくりまして、その一角からくずれて来る危険が予測せられるのであります。この点について農林当局としてはいかにお考えであるか、承つておきたいと思つておられます。

○平川政府委員　農地の価格と申しまして、ただいまお話の数万円あるいは十数万円という端様な使もあるわけでありまして、これは私どもの見方では、単に農地の所有権だけの価格とは考えられないと思つておられます。すなわちそういう非常に高価な値段の出ているのは、実は耕作する権利に価値があるのではなからうか。現に実際の売買の事例を見まして、自作農が自作地を手放す場合、地主がその所有地を手放す場合、小作人に売り渡す場合では非常に価格の差があるわけでありまして、単に農地を所有するといふだけの立場から見れば、現在の制度によつては、小作料を統制するといふことによつて採算の限度といふものがおのずからきまつて来るわけであり

ます。一面耕作権を含めたとところの、お話のとき農地価格といふものにつきましては、これを統制をいたしまして、なか／＼その統制が守り切れないという面が一方にあるのではないかと。また一面この高い価格の相当部分が耕作権に対する価格である。いわば作料といふような性質のものであるといふふうな考えをすれば、それらの農民が何らかの機会において若干の農地を手放さなければならぬ。その事情に追い込まれた場合に、その耕作権に対する評価は、あの意味においてはむしろ高い方がその農家に對しては有利であるといふ点もあるわけでありまして、一方また買手の方の立場から考えれば、おのずから作物の価格は限度がありまして、従つて自分が自作してそれで引合の値段といふものはおのずから限度があるわけでありまして、その法外の値段といふものは出ないのではないか。私どもの考え方はいたしましては、小作料は統制を講じて行く。これによつておのずからいゆる単純なる所有権の価格といふものは制限して行くことができない。そのほかの現在比較的高い値段を引上げておられますのは、これは耕作権に対する価格といふような性質のものである。こういうふうな考えをいた

○石井委員　局長の言通りに、土地の所有権だけで、耕作権がないといふような土地といふものは非常に価格が安い。つまり耕作権の所有権、これで値が出るというわけでありまして、その点はその通りであると思つておられます。そこで農民としましては、自分の持つておる土地を一反歩なり、あるいは二

反歩なり、自分の生活を縮めまして放すという場面ができるわけであり、土地の価格というものが経済採算点を上まわつて動くということによつて、そういう場面が非常に発生する。こういうときにおきまして、つまりその土地の格価等につきまして、一応政府が経済採算点において押えて行くという点の政策がとられないといふと、その一角から土地の価格がぐずれて来るということが非常にできるわけであり、これは非常に困難であるといふ点は局長の申される通りであります。しかしながらある意味におきまして、この点におきまして一つの制約があるといふことは、農民に對しては土地の取引価格に對する自分の考え方というものをきかせるということになる。不当に土地の価格をおおるといふようなこともなくなる。今後おそろく農地の売買に對して、いろいろと知事等について承認を求めるといふような場合が起りますが、当事者の間におきまして、相当の高値なところの取引の相談ができたり、そうして両者からいろいろと農業委員会あるいは県農業委員会等にも運動しまして、そして両者が納得をしておるのだから売買を許可したからよろしかろう、こういうふうな仕事を持つて行かれる。こういうふうな思われるわけであり、その間におきまして取引をさせるところの一つの基準価格というふうな面が出ておりました、そうしてこれより高いものについては適当な処置がとられるということになりますれば、それに関係する人も、お互い同士であるからいくらか高く

てもいいのだ、こういうふうなわけ、土地を思惑的に動かす。本人は現金がとりたいからというふうな関係で、少し耕作面積を減らしてもというふうな安易な気持ちもなくなるわけでありまして、これらの点を考えると、なかなか農地に對して価格を今後統制しても、実行されないのだからという安易な気物でなくして、一つのめどをつけてやるということが、村の農業委員会、あるいは県の農業委員会、あるいは農地の課の各係官の人々等が、その土地の移動等をやる場合等におきまして、一つの非常に有利なるところの指導目標となる、こう思われるわけであり、こういふことについて何らの考えを持たないといふと、非常に農業委員会が、今後土地プロカー的な役割になつて、そして金のあふる農家が金を出して、力のない農家の土地を買い買ひさるあつせん機関になるようなことさへも発生する危険性が多いのであります。これらに深く思ひをいたしますときにおきまして、十分にこの農地法の改正のときから手を打つておく必要があると思ふのです、この点について御心配がないと思われるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○平川政府委員 もとより全然手放しで、どうなつてもかまわないのだという考え方では決してないわけでありまして、ただ直接的に、この価格を幾らにするという従来の統制方式のようなやり方が、農地に関して、ことにこれが耕作権の価格を含んでおります場合に於いて、非常にめんどうなむずかしい問題であり、下手な押え方をすると、かえつて逆に農地を手放す農民を不当にいじめるようなことになるわけであり、非常にむずかしい問題であると思ひます。たとえば固定資産税あるいは相続税等の場合においても、一定の評価といふような例もあるわけであり、ある程度の常識的な考えでもつて、所有権移動の際に、條件としてあまりに不当なものがあるといふようなこともこの法案で不可能ではないわけであり、一般的に標準をきめて、幾ら／＼とするといふふうには考えておられませんけれども、そういうことは不可能ではないわけであり、それからは不可能ではないわけであり、それを買ひ受けるべき人を非常に限定しておきまして、これが一つにはこの価格を抑える大きな役割をするのではないかと、つまり純粹にその農地で自分が耕作をするという立場の人同士の間であり、それならば、おのずからそこに自作農としての採算のとり方があるわけであり、そうむちやな値段といふものは出て来るはずがないと思ひます。そのでない全然ほかの、農業以外の分野におきまして、金を持つておるといふような人があるいは飯米とか、あるいは昔のように小作料とかいふような形において、土地を利潤を生む一つの財産として考えられた場合に、非常にそこには農民とかけ離れた値段が出て来る、おそれがあるわけであり、そういう点を間接的にこの法案は非常に押えておきます。その村において、しかも自作をするという人間をのみ対象とする、これを貸付地として持つようなものは対象に含めぬ、あるいは非常に小さい面積を持つて、主たる収入は農業以外の面から得ておるといふような人

は排除するといふような事柄等によりましてこの買受人の範囲が互ひ同士とさういふ開きのない自作農だけの間で競争が行われるといふことでありますから、そういう面からよほど法外な値段が出ないといふ條件ができると思ふのであります。それにしても、何か非常に法外なものがあり、先ほど申しましたように、許可の條件という方法もないとはいふわけであり、それは、

○石井委員 いろいろとそういうふうな法外な値が出るという危険性があるものであります、これらの点については、任意取引の場合におきましては、政府が買ひ上げる価格より高いといふことは、何らかれこれ申すのではない、ある一つの基準価格といふような点につきましてのラインを引いて、それ以上の法外な価格についての取引はさせないといふような方が、ぜひ必要じゃないかと思ふのであります。これを法文に示すといふことはなかなかむずかしいことであらうと思ひますが、しかしながら今後におきまして、もしそういうふうな、実際に、委員等が農地をプロカー的に動かすような危険性があつたときにおきましては、今後の経過を見まして、あるいは価格制を設けて、それを超過したものに對しては違反の罰則をもつて臨むといふような構想を、今から持つておいていただかなくてはならないと思ひますが、どういふ考えをお持ちであるかどうか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○平川政府委員 ただいまのところ、そこまではまだ考えておりません。また農業委員会につきましては、形式的に売買についてタッチするといふ権限を與えておりません。ただお話を、おそろく實際問題を言つておられることだと思ひますけれども、法律的に農業委員会は権限を持つておりません。なおその問題については、今後とも研究をいたしたいと存じます。

○石井委員 この問題と相並行して考えられる問題は、今まで農家に金を貸すという人が比較的少かつた。いかなる点において少かつたかと申しますと、土地の価格が最高において押えられておる。そうして耕作権といふものがなかなか／＼という点が一つの制約をなしておる。それからもう一つは、御承知の通り農作物がほとんど統制物資になつておりました、こういう関係から米も麦も差押えができない、藁等までもできない。しばらく前は、さつまいも等までも差押えができませんでした、こういう状態であつた。つまり農家の農作物は差押えの對象になつておらない。ところが今度は、主食の重要な一翼である大小麦も統制を撤廃されるよりよきな形になつて来て、米穀を除きましては、農家の作物のほとんどすべてが、差押えをすればできるというふうな状況になつて来た。こうなりますと、農家に對する金融というものは、貸した金がとれるという面から、金融関係の人々、あるいは小銭を持つてゐる人々等が金を貸して来るというふうな形が出て来ようと思ひのであります。一面農地につきましては、価格の点につきまして少しも統制されてない、リミットがないといふふうなことになる、土地はあまりの意味におきまして相当に買ひあさ

りもある、こういう裏面が発生しようと思ひます。この線から、今後農家に對する金融というものが動いて来るであらうというふうに考えられるわけでありまゝ。そこで、そういう場合におきまして、抵当権の執行あるいは任意競売というふうな場面が非常に強力に行われる、こういうふうな形になつて来るわけでありまゝ。そこで任意競売あるいは抵当権執行、競売法における競売の実施、こういうふうな場面が出て来て、価格において制約がされないということになりまゝと、土地というものがいろいろの形において競売の対象になり、農民の手から離れて行きます、そして、それが他の人の耕作地に移つて来るというふうな場面が起つて来ると思ひます。金銭關係について比較的ルーズな考えを持つておる農民に對して、金利統制制というふうなことがないわけでありまして、今は非常に高金利の金が動いておる。利息制限法等も、金融業者からのものはその制約を受けておらない。こんなやうな形が現れておる關係上、予想外に金利がかさんで、そして土地等が競売になる、こういうふうになるのでありますから、この抵当権の執行、任意競売等によつて、土地を売却の對象に出されたという場合におきまして、打つ手は、今度の農地法においては、いかなる点において打つておられるか、その点について承りたいと思ひます。

要に對しまして、いわゆる高利貸しのようなものにならなくとも、正當な低利の必要な資金が供給できるといふ制度がまず必要であらうと考えるわけでありまゝ。これに對しましては、農業經營上の問題としては、御承知のごとく長期の資金についての特別會計の制度もございまして、また短期の營業資金につきましては手形の制度も開けてあるわけでありまゝ。なおこれによつて救われない部分に對しましては、先ほどちよつと触れましたけれども、強制譲渡の方式を活用いたしまして、政府がその農地を買い上げて、またたにちに当人に譲渡をいたしまして、長期年賦償還を認める。これによつて反當五千円くらい程度までは資金を得られるわけでありまゝ。そういう方法によりまして、できる限り農家の必要とする資金について、高利貸等に走らないやうな態勢をまづつくるというところが、第一段階だと存じます。なお競売あるいは抵当流等の場合においては御心配でありまして、これは何ともいたし方がないのでありますが、まずその競売金の範圍を非常に限定いたしておるわけでありまゝ。従いまして、普通の競売と違ひまして、その農地を買つて自作農になり得る資格を持つた者でなければ競売ができない。單純な高利貸はそういう適當な競売人が出るかどうかかわからないわけでありまゝ。また現在までの実情といたしましては、むしろ非常に競売が困難でありまして、そういう場合に、この法案にありますやうに、農林大臣が一定の價格で競売をいたすという制度を設けておるわけでありまゝ。この農林大臣が競売いたします場合には、現耕作者に

また拂下げをすることが出来るわけでありまゝ。要するに、競売人を押える、競売人の範圍を非常に限定いたすということによりまして、従前の手放しの競売というよりは非常に救われておることかと思ひます。しかし御指摘のごとく、これによつて完璧であるというわけにはまだ参らないと思ひます。これらの点について、なお研究の余地があるかと思ひますが、さしあたる程度におきましては、その程度でまず防いで参りたい、現在のところは、まだその弊害は出ておらない、かように考えます。

○石井委員 農民が土地あるいは農作物を担保して金を借りるということ、昭和十三、四年を転機として、この十二、三年間大體なくなつて来ておるのであります。日支事變の半ばごろから、ほとんど土地を担保で金を借りるという状態がなくなつて参つておるわけでありまゝ。そして現在四十歳くらいを越えた人々は、借金というものの恐ろしさを知つておりますが、その後の人は、借金の恐ろしさを知らない。むしろ最近中金融資を仰ぐとか、あるいは政府資金の融資を仰ぐとかいうことで、金を借りるということは何か非常に得るやうな考えを持つておりまして、これらの考えが農民の各方面に自然に浸透いたして参り、何か金を借りるというやうな得だといふやうな、安易な氣持がある。しかしながら前申しました通り、農作物が統制の物資であつて、土地の價格が押えられておるといふ關係上、今までは金融業者の活躍の余地がなかつた。これが今後全然様相を異にして、非常に無理な借金に農民が悩むといふやうな事態ができて来る

わけですから。そこで抵当権の執行、任意競売というやうな点から、その一角がくずれて来るわけでありまして、競売人に対する制限が、そういう点からくずれて来るというわけでありまゝ。その競売人をどういうふうにするか、ということ等につきましては、競売人に對しまして、ある資格、土地を取得するに對しては、やかましい法律の許可が實際に適用せられなければならないまいと思ひます。競売人だから、これはだれでもしようがない、本人が競売の結果とられるのだからというので安易な取扱ひをするといふと、非常に問題が起るわけでありまして、競売人に対して、土地取得の資格というやうなことに對して、どういふやうな処置を最高裁判所等と打合せしておつたか。まだそれらについては、何らの手も打たれておらないのか、一応承つておきたいと思ひます。

○平川政府委員 競売によつて農地を競売いたします場合には、當然一般の農地取得の場合の必要條件、三條にありますが、この關係で許可を得られないやうな性質の者は、つまり堅実な自作農になり得るだけの者でない者は競売し得ないといふことになるわけですから。従いまして、御心配の点は、競売人が制限されるということによつて、よほど緩和されるのではないかと考えております。

○石井委員 競売人がその資格條件を持つていないと競売はできないといふことにつきましては、最高裁判所の規則その他において、執行人に届け出す書面とか、あるいは執行裁判所に出す提出書類とかいふやうな關係において、

これが処理をされなければならないと思ひます。これが、これらの問題についての手続や何かはどんなふうな取扱ひになつておるか、それで大體今までの心配のないやうになつておるかどううか、この点を一応承つておきたいと思ひます。

○平川政府委員 資格のないものは参加ができないわけでありまして、有資格者であるといふ証明書を持たないと参加させない、こういうことに最高裁判所の方と打合せしております、すでにこれについての通牒も出ております、すでにこの通り実行されておるわけでありまゝ。この点については御心配はないと思ひます。

○石井委員 ここでお願いしておきたいのですが、最高裁判所の事務當局、事務局長でもあるのは事務次長でもよろしゅうございしますが、それらの点が實際にどういふふうになつておるか、その規則の取扱ひ、実施方面がどういふふうになつておるかといふことを、今後の重大な問題でありますから、一応確かめておきたいと思ひます。一つ委員部の方へ委員長から申されまして、その手続をとつていただきたいと思ひます。

○遠藤委員 農代理 承知しました。

○石井委員 それらの点は今後非常に大きな問題を含む問題でありまして、この農地法がうまく運営されるかどうかといふことによつて非常に問題があるわけでありまゝ。この点についてはあとで第三條の点を質問するときに、ここで一つ不審にたえないのは、今度の農地法を制定した場合におきまして、今までの農地調整法の第三條であ

いうことによつて、そうしてそれもその契約でできたものはあとでいざこざができても、裁判所や何かに行きましても、それはそういう趣旨のあれであるというふうにして、調停等においてもその趣旨をくんで、ほかの貸貸借と違つて取扱うというふうによつてもらいますと、その方面の活用並びに農地の利用度が高まると思ふのであります。それらの点について農林省といたしましては、最高裁判所その他の方面と打合せしまして、何らかいづ／＼と手を打つて、ひとついざこざのないように、そして、そうして、一時貸貸をし、また、貸貸よく返すというふうな方法を講じているかどうか。またそれを講じようとしているかどうか。一応承つておきたいと思ふのであります。

○平川政府委員 一時貸付の場合につきましては、ほかの一般の権利の設定前と異なりまして、市町村農林委員会と比較的簡単に許可ができるようになつてゐるわけでありまして、かなり煩雑に起ることを想定いたしまして、そういうことを一々知事まで行かなくして、市町村農林委員会でも許可ができるという制度になつてゐるわけでありまして、しかもその契約の内容につきましては、文書によつてとりかわしておきますれば、あと／＼努力がまた十分にになりました場合に、返還についてのいざこざが起らないで済む。こういう形になつてゐるのであります。また、協同組合等の活動につきましては、先ほど申し上げましたように、協同組合法にも規定があるわけでありまして、あとは、指導の方針として、お話のごとき指導をして参れば、この問題についてはさほど困難な事態は起らないであ

ろり、かように考えておる次第であります。

○石井委員 第一章の点についての質問は大体その程度にいたしまして、第二章の点につきましてお尋ねしたいと思ひます。

○遠藤委員長代理 簡潔に願ひます。

○石井委員 なるべく簡潔にしたいと思ひますが、農地問題として、今後非常に問題になりますから伺ひます。第二章で権利の移動及び転用の制限の問題が中心として論ぜられておるのであります。この第三條を見ますと、土地の権利を得たり得ようとする者は、これが都道府県知事の許可を得なければならぬ、というのが見出しであります。二項として、これは／＼の場合においては許可するとはできないというふうになつておるのであります。許可できない場合と許可を受けなければならぬ場合とある。しかしながら、どの辺の人に土地をとらせるかという点については触れておらぬ。たとえていうと、最後のところで、自分でつくつておる土地が、関東地方におきましては、三町近いというふうな制限を越えた人は土地は買えない、という規定ができておる。それが、しかしながら、一町五反の人が五反を買ふということについては、それは何らさしつかえない。中には七、八反でも三、四反さび買ひたいという人も出て来ようかと思ふのであります。それらの許可ということについては何らの方針が現れておらない。そこへ来るとお互いに自由だ、自由という結局金をよけ出した者が買えるというふうな線が出て来ようと思ふのであります。こういう者につ

ては買えないということではなく、これらの者になるべく買わせるのだというところの積極的な指導の方針がなければならぬと思ふのであります。これらの点については、とにかく資格にはずれなければとだれでもいいのだというのではなく、その土地を取得することがその農業のために一番よろしいという人を買わせるということについての指導的な考えでなければならぬと思ひますが、これが何もないということはいかなるわけであるか、承つておきたいと思ふのであります。

○平川政府委員 この法案におきましては、先ほど申しましたように、堅実な自作農として農業に精進する者を育成することを対象に考えておるわけでありまして、そういう一つの、やや抽象的でありまして、目標の範囲内にありまする者であるならば、それがだれかというものを具体的にきめるについては、結局何人かにこれを選定させなければならぬわけでありまして、その選定させる方法といたしましては、個人の自由にある程度まかせるといふことはできない、それがまた一番適切な方法であろうと考えてゐるわけでありまして、従ひまして、堅実なる自作農というわけからはずれると考へられまふところの、非常に大きい経営者及び非常に小さい経営者、これをはさみ、あつて、あつて、当人同士の自由意思並びに農林委員会の判定、そういうような要素によつて判定するよりいしたかたがあるまいと思ひます。村の中の土地を買ひたい何人かの中で、だれが一番いいかというのを序列をつけることは、実際問題としてむづかしいと思ひますので、その一定の範囲の中

人であれば、お互い同士の話のついたところでよろしい、という考え方であります。実際問題といたしましては、どうもこの辺が一番妥協なところではあるまいかと考えておるのであります。

○石井委員 一番妥協なところであつて、また一番問題の起るところではないかと考えられるところでありまして、適当なる自作農ならばというふうな漫然たる考えでなく、また、自作農の人になおふやしてやるのではなく、三反歩以下の農家というものは問題にしないというところでもやつておるのであります。と、かく、これが適当なる自作農になれるようになるべく許可をして、土地を得させるというふうな指導のあり方、あるいは許可のあり方等が最も必要ではないかと思ふのであります。まあしかたがないだろう、これ以上はしょうがないだろうというのではなく、そういうことが当然であるというふうな農林委員会が、あるいは農林省の考へるべきことが最も必要だと思ふのであります。これ以上は、まあしかたがないだろう、このわくに入つてゐるならばしかたがないだろうというふうになると、あとは金があつて買ひたいというふうな結論になるのであります。それで、先ほどからも申しした通りを適當なる中堅農家になれるような人を買ひせ、許可をするというふうな方針をもつて臨むのが、農林省としては妥協ではないかと思ふのであります。それらについて、ひとつ農林省のほうのところを承つておきたいと思ふのであります。

○平川政府委員 なか／＼これはむづかしい問題でございまして、一人々々について、甲が乙よりもさらに適當であるというふうなところまで農林委員会あるいは知事、あるいは役人等がきめるというところは、少し行き過ぎなのじやなからうか。やはり大体のところでは、中堅農家として、この程度のものであれば農地を買ひてもさしつかえないと思はれる範囲のところを、法律としては規定をいたしまして、あとは、村の農家全体がお互によくなるように、村の人々全体が考へて行く、そういう方向に村々の者の考へ方を持つて行かせる。こういう一般的な指導と申しますか、考へ方で措置して行くのが適當であつて、売買当事者以外の者が、一人々々について、甲は乙よりもさらに優先すべきだというふうなことを、あまりにこまかく判断するような規定は、場合によつては弊害を生ずるわけでありまして、その決定権を持つた人の感情とか、あるいは個人的な事情等によりまして、かえつて弊害を生ずるおそれもあるわけでありまして、そういう意味から、ある程度の幅を設けて、その中においては相互の当事者の話し合いにまかせて行く、という考へ方をつたつたわけでありまして。

○石井委員 それでは、残余の質問は明日午前十時からにして、本日はこの程度にとどめておきたいと思ひます。

○遠藤委員長代理 本日はこの程度にいたしまして、次回は明日午前十時より開会し、質疑を継続いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

昭和二十七年六月十三日印刷

昭和二十七年六月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所